

令和4年度第3回浜松市環境審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年3月2日（木） 午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 浜松市鴨江分庁舎 2階会議室（※Web会議方式を併用して開催）
- 3 出席者

審議会委員

氏名	所属	備考
石川 春乃	静岡理工科大学 理工学部	副会長
伊藤 徳江	浜松市消費者団体連絡会	
中村 俊哉	常葉大学 健康プロデュース学部	
橋本 博行	浜松市自治会連合会	
藤井 康幸	静岡文化芸術大学 文化政策学部	
藤本 忠藏	浜松医科大学 医学部	会長
藤森 文臣	遠州自然研究会	
松浦 敏明	静岡県産業廃棄物協会	
山本 真実	浜松医科大学 医学部	
渡邊 記余子	浜松商工会議所	

事務局

所属	出席者氏名
環境部	藤田環境部長、松下環境部参与、山田環境部次長（環境政策課長）
環境政策課	上野専門監（課長補佐）、辻主幹、加藤技監、谷川
ごみ減量推進課	鈴木浩之課長、飯田副参事、鈴木亨主幹

- 4 傍聴者 0名（報道1名を除く）

5 議事内容

報告事項

- ・「浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例（案）」のパブリックコメント実施結果について
- ・生物多様性はままつ戦略2024の策定について
- ・家庭ごみ有料化制度素案に関する意見募集について

- 6 会議録作成者 環境政策課企画調整グループ 谷川

- 7 記録の方法 発言者の要点記録

- 8 会議記録 有（公開）

1. 開会

2. 挨拶

藤田環境部長 《藤田環境部長挨拶》

3. 議事

事務局（山田次長） 本日は審議会委員 10 名中 10 名の出席をいただいております。過半数に達しているため、浜松市環境審議会規程第 4 条第 2 項により、審議会が成立する。

ここからの議事進行については、浜松市環境審議会規程第 4 条第 1 項により「会長が会議の議長となる」こととなっているため、藤本会長にお願いする。

藤本会長 議事に入る前に、会議及び会議録の公開について、確認する。本日の審議会では、個人情報などの非公開情報を審議する予定が無いので、公開審議とすることで良いか。

全委員 （異議なし）

藤本会長 異議なしのため、会議は公開とする。

本日の会議録は事務局で作成し、「浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱」に基づき、発言した委員の名前を記載の上、公開する。

① 報告事項 「浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例（案）」のパブリックコメント実施結果について

藤本会長 始めに、報告事項の 1 つ目、「浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例（案）」のパブリックコメント実施結果についてを議題とする。環境政策課に説明をお願いします。

環境政策課 《資料 1-1、資料 1-2》に基づき説明》

藤本会長 只今の説明について、ご意見・ご質問はないか。

石川委員 今回のパブリックコメントにて意見が出されている中で、条例の趣旨には沿わない意見もかなり多くあったのではないかと資料 1-1 の (4) の反映度を拝見して思った。これらの対策をするにあたり、大きな問題となるのが、草木の繁茂を空家になる予備軍のシグナルと捉えて市としての何らかの体制による対策が打てるのか、見守り等にあって自治会との連携をどのように取っていくのか、経済的困窮についてどのように社会的な側面からバックアップするのかといったものが挙げられる。だが、このような問題への取組みとなると、環境政策課だけの問題でなく、他課の要素が複合的であろうかと思う。条例を作って対策を進めるという環境政策の観点からはもちろん、パブリックコメントを終えて、意見をもらっておしまいとするのではなく、いただいた意見を踏まえて庁内での複合的な取組みについて是非、改めて検討いただけると良いと思う。

環境政策課 庁内連携については、条例制定前に体制を整えている。空家や動物の多頭飼育などの関係部署も含めて、一緒になって問題に取り組んでいくということで、連絡対策会議を通じて庁内で連携するという形をとっている。市民からの問い合わせがどこから来るかわからないという点もあるため、関係する部署と連携しながら、この問題はここに焦点を当てて対策すべきじゃないかとか、この課の方が素早く対応できるのではないかと、部署間での情報交換をしながら対応していきたいと考えている。

情報交換について、現在 DX 化が進んできている。資料などを共有しやすい体制にな

りつつあるので、デジタルツールも活用しながら上手く連携し、どこの課で何の対応をしているのかわからないということにならない体制を考えていきたいと思っている。

石川委員

「市民からの問い合わせがどこから来るかわからない」との発言があったが、市民がどこに問い合わせをしたら良いかわからず、どうしたらいいのかという思いを抱えたまま、時間が過ぎてしまうということが起こらないような発信も是非お願いしたい。

藤森委員

パブリックコメントに寄せられた意見への対応として、所管の連携を取るというものがあると思うが、私たち市民としては、どことどこがどのような連携を取るかということを知りたい。縦割り行政という批判がよくあるが、連携することについて、「空家のことは空家の課が担当する」と言うだけでなく、連携がどのように取られるのかという点に市民として非常に興味がある。どうやって連携を取っているかというのは、つまり、「この問題にはこの条例、または、この法律に基づいて対応します。そのためにはこの部署とこの部署で対応します」といったことをはっきりさせてもらえると、「そうか、役所全体で取り組んでいるのか」という気持ちになる。

もう一つ、市民からの協力についてだが、空家問題は市民が関わると、大きなトラブルになることがよくあるように思える。市民がどこまで関わるのか。情報提供までは出来ると思うが、それ以上に深く関わりとなると、もしそこでトラブルになったとして、誰がどのように解決してくれるのか。例えば「あなたたちが対処したことで起こったトラブルはあなたたちで解決してくれ」と言われてしまうと、市民は情報提供でさえ困ってしまう。そういった点についても、今後明らかにしてほしいと感じる。

環境政策課

ご意見として承る。市民への周知や協力のお願いについては現在、検討しているため、今後の参考とさせていただきます。

松浦委員

条例の名称について、先ほど「いわゆる『ごみ屋敷条例』」という言葉があった。今後、色々な場でこの条例の名称が使われると思うが、名称の短縮化というのは考えているのか。

環境政策課

条例名として正確な表現にするためにこのような名前になった。市民に向けた広報の際に使うには、わかりづらいものであるとは認識している。少し工夫をして、わかりやすい形にしていきたいと考えている。

藤本会長

現時点で何か案はあるか。

環境政策課

案として、「ごみ屋敷対策」という言葉で表せると良いと思うが、「ごみ屋敷」という言葉では、今回の条例が対象とするものと市民の皆さんのイメージするものでズレが生じる可能性もあるので難しい。検討したい。

藤田部長

「ごみ屋敷」という言葉自体も直接的であり、少し使いづらい部分がある。工夫して、なるべく短くわかりやすい名前にしたいと思っている。

藤本会長

資料 1-2の5ページ目の第4条に関する提案8に「社会福祉協議会によるごみ出し支援がある」とあり、個人的に調べてみたのだが、その情報が出てこなかった。なので、詳細がわからず、疑問に思っている。

また、6ページの第7条の提案12に対する回答として、「ごみ出し支援に限らず（中略）あえて支援内容を限定していない」と書いてある。これに関連して、例えば他市では「ふれあい収集」という名前で、65歳以上の一人暮らしの方、あるいは体の不自由な一人世帯の方に対して、玄関の外へごみを置いておけば、市が外部委託した業者、も

しくはその市の職員が実際にごみ収集をしているという支援の形がある。浜松市ではこのような取組みはあるのか。

環境政策課

まず、5ページの件についてだが、これは地区ごとの社会福祉協議会の方で取組みがあるという話を聞いている。それぞれの地区で対象者などの細かい制度が違うものと把握している。ただ共通している点として、高齢者の方への家事のための支援と聞いている。それぞれの地区がこの制度でどこまで対処しているのかといった詳細はわかりかねる。

次に、浜松市のごみ出し支援について、現在行っているものとして、福祉部署と協力して行うリセットのためのごみ出し支援というものがある。ご本人に福祉上の問題があり、ごみが溜まってしまっている状況の際に、溜まったごみを片付けるという対応である。以上のような、福祉部署との協力の上、ごみだけまとめてくれれば、まとめられたごみについては回収するという支援はある。

藤本会長

そのごみ出し支援は毎週1回など定期的に行っているものか。その支援の対象となるのはどのような場合なのか。

環境政策課

定期的に行っているものではない。屋外屋内を問わず、ごみが溜まり切ってしまい、居住者に生活上の支障がある場合に、福祉の生活支援の一環として行っている。

藤田部長

他市町村においては、高齢者や障害のある方を対象として、定期的に戸別のごみ収集をしているところもあるが、それに当たるものは浜松市では、社会福祉協議会の生活支援の中で対応をお願いしている。そのため、浜松市役所としてのこれに当たる対応は今のところはない状況となっている。

また、リセットのためのごみ出し支援とは、集積所に出せないほどの大量のごみがある住居について、生活のために住居そのものを綺麗にする目的で行っている。近隣住民の方や民生委員、自治会等に協力してもらって袋にごみをまとめてもらい、まとめたごみ袋が大量に出た時は、環境部と福祉関係部署で協力し、環境部としては該当の住宅までごみ収集車で向かい、大量のごみをまとめて処分するという対応をしているというものである。

藤本会長

つまり、市として定期的に行っているごみ出し支援というものはなく、また、市民からの申請を受けてごみを収集するという支援も特になんかということか。それに当たるものは、社会福祉協議会に委ねているという理解で良いか。

環境政策課

おっしゃる通り、市として行っているそれらの支援は今のところなく、社会福祉協議会にて対応をお願いしている。

藤本会長

社会福祉協議会では、この支援を実際にどの程度行っているものなのか。件数などの情報はありますか。

環境政策課

件数については、こちらで把握していない。

藤森委員

14ページの第9条・立入調査等の条文にある「その職員をして」の「その」の文言は文章のどこにかかるとか。「その職員」とは、どこの職員を指すのか。

環境政策課

「その」は主語の「市長の」にかかり、「その職員」は「市長に属する職員」、つまり市役所の職員と理解していただければ良い。

② 報告事項 生物多様性はままつ戦略 2024 の策定について

- 藤本会長 続いて、報告事項の2つ目、生物多様性はままつ戦略 2024 の策定について、環境政策課から説明をお願いします。
- 環境政策課 ≪資料2、資料2別紙1、資料2別紙2に基づいて説明≫
- 藤本会長 只今の説明について、ご意見・ご質問をお願いします。
- 中村委員 新戦略の作成について、生態系に関する課題だけでなく、地球温暖化やプラスチック問題も踏まえていく考えは素晴らしいと思う。また、資料2の4ページにある「(2) 庁内検討会の開催」に記載されているように、戦略策定を横断的な政策として掲げていることとても良いと思う。
- この4ページの(2)に関連する質問だが、「庁内」の定義について教えて欲しい。横断的な政策というのは、環境部の中での想定なのか、それとも環境部を超えて話し合いをしてもらえるのか。
- 環境政策課 庁内とは、浜松市役所の中の関係する部署と一緒に取り組むというもの。生物多様性を守るためには、森林が必要であったり、農地の管理が関わったりするので、それを踏まえ、森林部門や農政部門も共に取り組む必要がある。また、アカウミガメが文化財に指定されているため、現在も文化財部門と協力して生物多様性の保全を進めている。環境部だけではなく、生物多様性に関わる市役所内の全ての部署と一緒に新戦略を策定していく。
- 現戦略でも39の取組みというものを進めている。毎年度、各課の実績を取りまとめ進捗管理を行っており、結果を検証して、新戦略を策定していきたいと考えている。
- 中村委員 続けてお尋ねするが、2ページの基本方針3に「人を増やしていきます」という言葉がある。環境教育分野の観点から申し上げますと、目指すべき将来像が2050年とすると、今年生まれた子供が27歳になる世代の将来を考えると。すると、次世代層、つまり、大学から高校、中学校、小学校、更には幼児教育となるが、先ほどの横断的な政策という言葉の中にはそういった分野の方々も含まれているのか。
- 環境政策課 教育委員会にも参加してもらって取組みを進めている。戦略についても、学校教育部門も一緒に策定していくことを予定している。
- 藤本会長 若い世代の方への施策として、教育面でのアプローチが挙げられているが、具体的にどのような取組みなのか、説明して欲しい。
- 環境政策課 当課の取組みとしては、幼稚園や小中学校に民間ボランティア講師を派遣して、環境や自然についての授業をするという施策を行っている。年間1万人以上の受講生がいる。授業の内容は様々だが、生き物・自然と触れ合おうという授業に特に人気があり、生物多様性の保全に繋がると考える。
- また、市の野外活動センターにおいても自然に触れ合う取組みをしていく施策事業を現在行っている。それらの事業を継続し、新たな事業があれば取り入れていきたい。
- 石川委員 環境教育にどうやって生物多様性を取り入れていくかという課題について、庁内連絡会議に教育委員会も入って検討をされていく話があり、それは重要なことだと思う。
- ただ、学校現場で先生方が忙しいという実情の中で、教育委員会へこのようにやって

もらいたいという負荷を与えるだけでなく、浜松市役所の中の専門とする担当課の方々と専門性のある市民の方々を上手く組み合わせて、環境教育のためにどのようなシステムを作っていくかというところまで検討できるといいのではと思う。今後、生物多様性はままつ 2024 策定部会（以下、「策定部会」とする。）などで具体的に細かく話を進めていくと、今の漠然としたイメージに対し、具体策として浜松市ならではの取組みが示せるのではないかと思う。

環境政策課

消費者団体等に協力いただき、学校での講座を実施している。策定部会においても、新たなご意見については是非ご提案いただき、取組みに盛り込んでいきたい。よろしく願います。

③ 報告事項 家庭ごみ有料化制度素案に関する意見募集について

藤本会長

続いて、報告事項の3つ目、家庭ごみ有料化制度素案に関する意見募集について、ごみ減量推進課から説明をお願いします。

ごみ減量推進課

《資料3》に基づいて説明》

藤本会長

只今の説明について、ご意見・ご質問をお願いします。

藤森委員

生ごみの処理について、もっと市民へ積極的に訴えかけられないか。焼却炉の問題等を考えた時に、生ごみの削減は大きな意味を持つと思う。コンポストについてもっと積極的に捉えて市民に配布する等の対応ができないか。

実は、私は今まで生ごみを家庭ごみとして出していた。だが、最近になってコンポストとは少し異なるものの、生ごみをなるべく庭に埋めるようにした。すると、出すごみの量が非常に減った。これほど減るのかと驚いた。生ごみの減少は、エネルギー消費削減にも貢献できてかなり効果的だと実感したので、積極的に市民へ訴えかけてほしい。生ごみの処理について、戸建てにお住まいの方はコンポストを使ってください、もしくは、庭があれば必ず埋めて処理してくださいと言うくらいの積極性があってもいいんじゃないか。問題は、アパートやマンションに住む方たちはどのようにするか。アパートやマンションでもやれないことはないだろうが、実際に取り組むことを考えると、生ごみの集積所を作って、集めたものを処理する場所を作るなどすれば、集積所に持ち込んでくれる人はいると思う。そのような生ごみ処理に関する積極的な周知や取組みについて、何か良い方法はないか。

ごみ減量推進課

各家庭から出ているごみの分析の結果、約3割は生ごみが占めていることがわかった。市としても生ごみの減量のため、今お話いただいたコンポストの配布や、生ごみを電動で乾燥させる生ごみ処理機の購入補助、生ごみを捨てる際の水切りについての周知など、現在も行っているところである。

ただ色々なチャンネルを使って市民の皆様伝えていかないと、「どのようにごみを減量すれば良いかわからない」と言う方もいると思う。そこで、今月の広報はままつの配布に併せて、「ごみ減量ガイドブック 今日からできるごみの減らし術」という冊子を作成し配布した。この冊子の中に紙類を減らす方法や、プラスチックごみはどこまで洗ってどのように分別すればいいのかという内容に加え、生ごみの減らし方についても、写真や絵を使ってわかりやすく広報することを始めた。

市民の中には、ごみを減らさなきゃいけない、環境を良くしなきゃいけないという意識はあるけど、どうやって、どこまで取り組めばいいかわからずに行動できないという方がいらっしゃると思う。そういった方に対して、少しでも行動に移していただける

ようにしたいということで、冊子を配布した。今後も積極的に周知をしていきたいと思っている。

橋本委員 公園の草や落ち葉、枝等の処分については、家庭ごみとは別の袋で回収されていると理解しているが、良いか。

ごみ減量推進課 公園については市が管理している施設となるため、家庭ごみではなく事業系ごみということになる。事業者にて処分することとなるため、今回お話ししている家庭ごみ有料化制度の対象品目ではなく、袋についても家庭ごみの袋ではない透明のごみ袋を使用し、回収・処分をするものである。

橋本委員 道路上の落ち葉などを市民による清掃活動で袋にまとめた場合は、どのようにするのか。

ごみ減量推進課 いただいた意見の中に、家の周りの道路など自主的に公共の場の清掃をしていただいている方が家庭ごみ有料化によって、制限を受けて清掃を行わなくなると困るのではといった内容は確かに寄せられた。市としても、今までご家庭のごみ袋を使って清掃をしていただいた方の活動が制限されてしまうのは良くないことと思っている。そのため、家庭ごみ有料化を行う場合は、自主的に清掃いただいている市民に対して負担が増えないよう、補助や支援策等も併せて考える必要があると思っている。今後、検討していきたい。

橋本委員 別の袋を作るなど、ボランティアの方や自主的に清掃いただいている方に対する何らかの施策についての工夫を是非お願いしたい。

中村委員 **資料3**の2ページの「主な意見」を拝見したところ、反対の意見が多いように思う。だいたい良いが、賛否の割合というのはどのようなものだったのか教えていただきたい。

また、同ページ(8)部分に「子どもや学生等の若い世代にもっと周知すべき」という意見があるが、実際に若い世代への周知は行っていないのか。この意見はどういった考えの下で出た意見なのか、もしわかれば教えて欲しい。

ごみ減量推進課 まず、1つ目の賛否について、いただいた意見の中には、賛成意見も反対意見も見受けられた。だが、はっきりと賛否を書いている意見もあれば、文脈から推測した上で賛成ないし反対と思われるという意見もあるため、明確に賛否の比率を出すことはしていない。ただ一概に言えることとして、何かしら思うところがあって意見をいただく場合が多いので、全体を見ると、どちらかと言えば不安の声や反対の意見の方が多いと感じられた。

2つ目の若い世代への周知に関する意見が寄せられた背景について、昨年7月から10月にかけて行った説明会において、会場にお越しいただいた方に年配の方が多かったことから会場の質疑応答で同様の質問も出ていた。ただ、この意見募集を行った際にインターネット上でも意見提出を可能にしていること、また、意見募集の様式に世代の回答欄を設けていたため、その内容を見るに、20代から80代の方まで幅広い世代から満遍なく意見をいただいていることがわかった。このことから、市としては、説明会など限られた場では特定の年代の方の参加が多かったかもしれないが、インターネット上の動画等を見て意見をいただいた方も含め、様々な年代からご意見をいただけたものと感じている。

藤本会長 その他、意見はあるか。

特に意見がないようであれば、以上で全ての議事を終了とする。全体を通して、ご意見・ご質問はあるか。

全委員 (意見なし)

藤本会長 特にないようなので、進行を事務局へお返しする。

5. 閉会

事務局（山田次長） 本日は、質問や貴重なご意見を賜り、お礼申し上げます。最後に環境部長の藤田よりご挨拶申し上げます。

藤田環境部長 <藤田環境部長挨拶>

事務局（山田次長） 以上で本日の環境審議会を終了とする。